

見積参加希望業者 殿

独立行政法人水資源機構 分任契約職
総合技術センター所長 安藤 昌文
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|---|
| 1 件 名 | 総合技術センター金属くず引取 |
| 2 施 行 場 所 | 埼玉県さいたま市桜区大字神田936番地
独立行政法人水資源機構 総合技術センター |
| 3 履 行 期 間 | 契約締結の翌日から令和8年6月30日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、特記仕様書のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので、下記記載事項等を熟覧のうえご提出をお願いいたします。

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見 積 参 加 資 格 | 当機構から一般競争（指名競争）参加資格業者として認定を受ける必要はありません |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様式等 | 見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印してください。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を見積書に明記することで省略することができます。
提出される見積書の宛名は「独立行政法人水資源機構 分任契約職 総合技術センター所長 安藤昌文」とご記載願います。 |
| 2) 提出方法 | FAX、メール、持参又は郵送(配達記録が残る方法)(※FAX番号等は4)に記載) |
| 3) 提出期限 | 令和8年3月30日(月) 10:00 まで |
| 4) 提出先 | 独立行政法人水資源機構 総合技術センター マネージメントグループ 契約担当 宛
FAX 048-853-1787
電子メール nyukei_soujicenter@water.go.jp |
| 5) 見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書の提出の期限は、令和8年3月30日 16:00 までとします。 |
| 6) その他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り等を理由に見積り無効を主張することはできません。 |
| 7) 依頼書に対する質問 | この依頼書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出してください。
①提出期間：令和8年3月17日から令和8年3月24日 午前10時00分まで(必着)
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く平日、午前10時00分から午後5時00分まで
②提出方法：2)に同じ
③質問への回答は、原則として提出期限の翌日までにホームページに掲載いたします。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 5 そ の 他 | 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。 |

総合技術センター金属くず引取 仕様書

(適用)

第1条 この仕様書は、独立行政法人水資源機構総合技術センター（以下「発注者」という。）が施行する総合技術センター金属くず引取（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務内容)

第2条

本業務は総合技術センターにある金属くず（作業機械及び鉄板等）の引取（積込、運搬、引取）を行うものである。なお、フォークリフト等、重機の貸し出しは行わないものとする。

業務の具体的内容は、次のとおりとする。

1. 金属くず

引取を行う金属くずの重量は10t程度とする。

なお、最終的な引取数量は発注者と協議の上決定することとする。

2. 保管している以下の保管場所から引取先まで運搬する。

運搬する際は、飛散・流出しないように対策を行うこと。

保管場所：埼玉県さいたま市桜区大字神田936番地

独立行政法人水資源機構 総合技術センター

(業務期間)

第3条 契約締結の翌日から令和8年6月30日まで

(業務の履行場所)

第4条 業務を履行する場所は次のとおりとする。

引取元：埼玉県さいたま市桜区大字神田936番地

独立行政法人水資源機構 総合技術センター

引取先：引取業者の施設

(業務の履行報告)

第5条 受注者は、発注者に対し引取り終了後、計量写真等の引取数量が分かる資料を書面にて提出するものとする。

(業務実施の留意事項)

第6条 業務実施にあたっては以下の点に留意すること。

① 積込作業に関する留意事項

積込作業は、安全な作業手順に従い、飛散・落下・崩壊が発生しないように行うこと。

また、金属くずの種類・形状に応じ、必要に応じて固定・養生を行い、積込作業中の落下や転倒を確実に防止すること。

② 運搬作業に関する留意事項

金属くずの落下防止措置を確実にを行い、道路交通法に定める積載制限・過積載禁止を遵守すること。

③ その他

作業や引取にあたっては必要な法令・条例等を遵守すること。

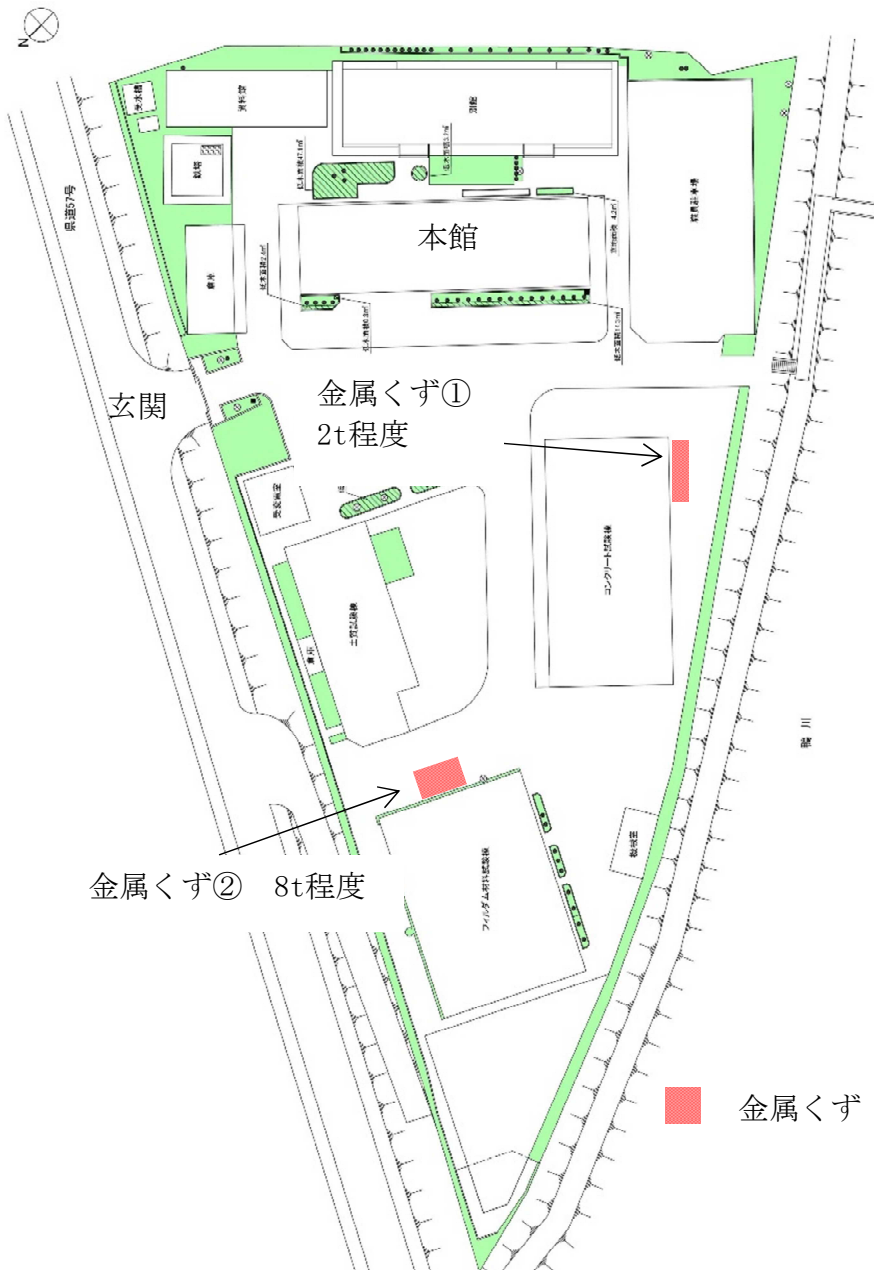
(その他)

第7条 本業務の契約は令和8年4月1日以降に実施するものとする。

第8条 本仕様書に定めのない事項は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

【参考資料1】

金属くず 数量及び保管場所



【参考資料2】

金属くず写真



前面



側面1



側面2



側面3





全体図



拡大図 1



拡大図 2



拡大図 3

